

# 証 拠 説 明 書

平成 25 (2013) 年 1 月 15 日

福島地方検察庁

検事正 堀 徹 殿

告訴・告発人代理人

弁護士 河合 弘

弁護士 保田 行

弁護士 海渡 雄

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月 日	作成 者	立 証 趣 旨	
甲 2 7	『証言 班目春樹 原子力安全委員会は何を間違えたのか?』	原 本	H24. 11.16	岡本 孝司	事故当時の原子力安全委員長が、安全指針は実質無効化していると述べていること等。詳しくは後記。
甲 2 8	『東電福島原発事故総理大臣として考えたこと』	原 本	H24. 10.2 5	菅直人	東京電力福島第一原発事故は、一国の最高責任者、総理大臣が国家の壊滅を覚悟するほど深刻であったこと等。詳しくは後記。
甲 2 9	福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描	写 し	H23. 3. 25	近藤 俊介	事故当時の原子力安全委員長が、東京電力福島第一原発事故により一時は首

					都圏壊滅することを想定したこと。詳しくは後記。
--	--	--	--	--	-------------------------

## 甲第27号証

『証言 班目春樹 原子力安全委員会は何を間違えたのか?』

26 頁 13 行目～27 頁3行目	班目氏が東京にも大量の放射性物質かと憂慮した事実、原発サイト間（福島第一、第二、東海第二）の連鎖の恐怖。
46 頁 2 行 目～10 行 目	班目氏が福島第一原発の非常用発電機の強化改善を東電に求めた事実
71 頁 9 行 目～75 頁6行目	原発間の事故連鎖、原発サイト間の事故連鎖により、東日本壊滅の危機も可能性があったこと。—それを班目氏、吉田所長も心配したこと。
100 頁 9 行目～ 111 頁最 終行	割り切り方をまちがえた。
117 頁 9 行目～ 120 頁 1 目	SPEEDI のこと。SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）は原発事故で放出した放射性物質の拡散情報を予測し、住民に避難や屋内退避を指示すべきところ、必要な情報を配信せず、住民の被曝を低減することができなかつたこと。
143 頁 7 行目～ 144 頁 13	「原子炉立地審査指針」は本来厳格なのだが、「重大事故でも原子炉敷地外には放射能は飛散しない」と想定する（定義づける）ことによって当該立地には重大事故が発生しても敷地

行目	外に放射能が飛散しない適地である」ことになってしまうというトートロギー（同義反復）で、潜脱されてしまっていて無意味化していること。
144 頁 14 行目～ 145 頁 11 行目	安全設計審査指針の長期期間全交流動力電源喪失の考慮不要は「明らかな間違い」であること。そのように明らかな重要かつ根本的間違いをしている安全設計審査指針は無効であること。
145 頁 12 行目～ 147 頁 10 行目	3・11事故以後に原子力安全・保安院が出した緊急安全対策は「あれば良かった」ものばかり、かつ、短期に実施できるものであること（逆に言うとそれをやってなかつたので福島第一原発事故となつたこと）。
162 頁 12 行 目 ～ 164 頁 1 行目	ストレステストの二次評価（炉心溶融が起きた場合の対策、住民避難対策など）をしないで再稼働をすべきでないこと。
172 頁 3 行 目 ～ 173 頁 8 行目	規制する側も規制される側も安全強化を先送りしたこと。
175 頁 10 行目～ 176 1 行 目	「こんなに大きな津波が来るとは想えていなかった。」今回の福島第一原発の事故で、東電は一貫してそう釈明していますが、大きな津波が来ることも確率的にゼロではないですから、もし来たらどうするかを真剣に考えて、最も効率的な安全性向上策をとっていればよかったです。例えば、原発の浸水しない高い場所に、空冷式の非常用電源やバッテリーを置いておけば、今回の事故は防げた可能性が高い。大津波が来るか

	どうか明確には分らなくても、一部からそういう指摘があつたのなら、その段階で「可能性はゼロではないのだから」「電源が本当に長期間失われたら大変だから」と考え、とりあえず応急対策だけしておいて、大津波の可能性評価はじっくりやるという選択はあったはずです。」
188 頁 最 終 行 ～ 189 頁 8 行目	安全審査指針の根本原理である単一故障指針（同時多発故障は考えなくて良いとする）は「今となっては馬鹿げている」こと。したがって、現在の安全評価審査指針は無効化することになること。
190 頁 4 行目～最 終行	「単一故障を超える事象が起こりうることは世界ではもはや常識」であったこと。その常識を無視したこと。
192 頁 8 行目以下	シビアアクシデント対策は事業者の自主対応とされていたのだから、東電には一義的責任があること。バッテリーの浸水による計器等使用不能を想定しなかったのは東電の重大なミスであること。
200 頁 12 行 目 ～ 201 頁 4 行目	原子力防災についての防災指針改善に保安院が反対したこと。
209 頁 最 終 行 ～ 210 頁 3 行目	自然災害との複合が想定されていなかったこと（しかし、石橋克彦氏は 10 年以上前から原発震災ということばでこれを警告していた）。

### 甲第 28 号証

『東電福島原発事故 総理大臣として考えたこと』

18 頁 4 行目～19 頁 1 行目	原発事故は火災とちがうこと。よって燃え尽きを待ったり、一旦撤退など許されないこと、撤退したりしたら日本壊滅になりかねないこと。
110 頁 1 行目～6 行目	
19 頁 2 行 目～28 頁 11 行目	一国の首相が最悪のシナリオ（首都圏から 5 千万人の避難）を想定せざるを得なかったこと。その場合の個人に具体的に起こる問題（24 頁最終行以下仕事、居宅、子どもの学校など）
109 頁 2 行目～ 111 頁 6 行 目	と国全体におこる問題（26 頁 9 行目以下、250Km 圏内の自治体の崩壊、地価、株、円の大暴落、日本経済の崩壊、国際的巨額賠償など。）を想定したほど深刻であったこと。
29 頁 6 行 目～32 頁 10 行目	原発事故は、鎮圧のために担当者、責任者の多くの人命を賭さなければならないほど重大かつ深刻なこと。
109 頁 7 行目～ 111 頁 6 行 目	
34 頁 1 行 目～35 頁 3 行目	東電本社での菅首相の演説内容。
36 頁 7 行 目～37 頁 9 行目	破滅を免れたのは 2 つの幸運（2 号機圧力抑制室に穴があいたために、格納容器全体が破裂しないで済んだこと及び 4 号機の使用済み燃料プールに不手際で残っていた原子炉の水が

	運よく流入してくれたこと)によること。
43 頁	原子力委員会委員長近藤俊介作成にかかる「福島第 1 原子力発電所の不測事態シナリオの素描」の概要（現物は甲第 33 号証） 250 km 以遠まで避難を認めるべきことに至ることとそれに至る機序。
150 頁 6 行目 ~ 151 頁 15 行目	日本が脱原発しなければならない理由（国家崩壊のリスク、超地震大国、テロなど）。
190 頁 1 行目 ~ 8 行目	一部経済界の原発必要論への反論（「もし福島原発事故で首都圏から三千万人が避難を余儀なくされいたら、どれだけ日本経済がダメージを受けていたか検証したのか。その時には日本は大混乱に陥り、経済的にも、社会的にも、国際的に国家存亡の危機に陥っていたことは間違いない。そしてこの最悪のシナリオは危機一髪、紙一重で回避されたもので、今でも同じような事故が絶対に起きないとは誰も言えない。まず、私たち日本人が経験した福島原発事故が国家存亡の危機であったという共通認識を持ち、そこから再スタートすべきだ。それを忘れた議論、無視した議論はまさに「非現実的」な議論だ」）。
190 頁 9 行目 ~ 191 頁 13 行目	原発の本当のコストは、事故による損害も入れると 120 円 / kwh (火力の 10 倍) となること。電力会社にとってのコストと国民にとってのコストは違うこと（後者の方がずっと大きい）。

甲第 29 号証

## 『福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描』

3 頁	福島原子力発電所事故の進展によって生じうる新たな事象として、原子炉及び使用済み燃料プールについて想定した。すなわち、原子炉については、①炉心損傷に伴って水蒸気爆発が発生し、放射性物質を放出すること、②水素爆発によって冷却機能が失われ、加温破損すること、③冷却機能が失われ、加温・加圧破損すること、使用済み燃料プールについては、①冷却不足に伴うギャップ放射能（燃料として被覆管のギャップに内包された希ガスなどの放射性物質）放出が開始し、②メルトダウン後、溶融炉心とコンクリート相互作用により床コンクリートが抜けてコリウム（溶融燃料、溶融被覆管、コンクリートなどの混合体）が下層階に落下していく過程を、新たな事象として想定した。
4 頁	炉心への注水が停止し、炉心溶融が開始し、水素発生と水蒸気爆発による格納容器破損に至る過程を想定。
5 頁	炉心への注水が停止後、水素が発生し、水素爆発による格納容器破損（破滅的事象）に至る過程を想定。
6 頁～7 頁	上記の新たな事象が発生した場合に、1ないし4号機に事象が連鎖しうること。また、さらに5、6号機に事象が連鎖すること。
8 頁	1号機の原子炉容器内または格納容器の水素爆発（実際に起きたのは幸いにも原子炉建屋内の水素爆発だけだったが）を起点として、「線量上昇により作業員総退避」も想定し、絶望的破局にいたる過程が説明されている。
9 頁	使用済み燃料プールの冷却不足により、ギャップ放射能放出および溶融燃料コンクリート相互作用の開始する日程。
10 頁	1号機水素爆発（原子炉容器または原子炉建屋内の）を起因

	として、すべての作業ができなくなった場合、すなわち作業員総撤退の場合に 3か月程度で 1ないし 4号機での格納容器破損による放射性物質の大量放出及び使用済み燃料プールからの放射性物質の大量放出を想定した。
11 頁	想定された事象について、指標線量を超える領域の発電所からの範囲について。
15 頁	想定された事象に基づいた被ばく線量評価について、上記の事象の連鎖により、住民の強制移転を求めるべき地域が 170 km以遠に、住民の移転を容認すべき地域が 250 km以遠にも及ぶ可能性があったこと、この状態から自然減衰により脱するには、数十年を要すること、要するに関東地方が市の街と化す恐れがあったこと。

以上